

(目的)

第1条 立正大学情報メディアセンター(以下「メディアセンター」と称する。)は、大学における教育、研究活動の充実を図るため、学内情報化を一元的に推進するとともに教育、研究活動に資する学術資料を収集し、整理し、保存して、利用に供することを目的とする。

(組織)

第2条 メディアセンターにセンター長、副センター長を置く。

2 センター長は本メディアセンターを代表して学則第57条にもとづき、センターを管理する。

3 副センター長はセンター長を補佐し、センター長事故あるときはその職務を代理する。任免については学則第70条を準用する。

(委員会)

第3条 センター長の諮問に応え、かつセンター業務の円滑な運営に必要な事項を協議するため、メディアセンターに運営委員会を置く。

2 委員会については、別に定める。

(利用)

第4条 メディアセンターの利用については、別に定める細則による。

(改正)

第5条 本規程の改正は、全学協議会の議を経て決定する。

附 則

本規程は、平成16年4月1日より施行する。

平成17年2月28日一部改定、施行